

■ ご案内

中央会の共済制度 ～ご加入のおすすめ～

千葉県中小企業団体中央会では、次のような共済を扱っております。
これらの共済制度は、いざというときの「安心」を提供いたします。

三井生命保険の共済制度

■ 特定退職金共済

- 月々わずかな掛金で従業員の退職金を保証するものです。
- 掛金のご負担は全額事業主負担となりますが、従業員1人あたり月額30,000円まで損金（必要経費）として算入でき、従業員の給与にもなりません。
- 退職金は退職者の希望により、年金か一時金のどちらかで受け取っていただけます。
- 死亡退職金については、プラスアルファが加算される等、退職金制度として魅力あるものとなっています。
- この制度の退職金・給付金は加入者である従業員に直接支払われます。

■ 個人年金共済

- 役員・従業員の皆様の自助努力による老後資金積立制度です。
- 予算に合わせて自由に掛金を設定できます。
- 中央会が実施する制度なので、有利で安全な資産形成に寄与します。
- 多数の方が加入していますのでスケールメリットが見込まれます。
- 一定の条件を満たせば掛金が所得税法上の個人年金保険料控除の対象となり、お得です。

■ 経営者総合保障共済

- 事業経営の中核を担う役員・幹部社員の皆様のために実施する制度です。
- 安い掛金により、経営者にふさわしい保障を備える事ができます。
- このプランは生命保険と損害保険を1つにした商品なので、あらゆるリスクを幅広く保障します。
- 中央会が実施する制度なので、一般扱いより割安な保険料で加入することができます。
- 後遺障害・事故、病気で入院された場合等に、幅広く豊富な給付金があるプランです。
- 毎月の保険料は全額損金計上（必要経費）に算入できる税法上のメリットがあります。

■ オーナーズプラン

- 経営者の多様なニーズにお応えするために経営者総合保障共済に加え、次のようなプランを取り揃えております。

I型：Aタイプ：保障と積立を分離し、自在性の高い見直しが可能

Bタイプ：一生涯にわたる終身保障の充実

II型：3大成人病になられた時の保障（特定疾病保障型）

III型：保障と資産形成をいっしょに確保（養老型）

IV型：死亡保障を重視し、あわせて退職金を準備するプラン



◎ 三井生命保険株式会社 千葉支社 TEL.043-225-7389
船橋支社 TEL.047-434-9075
柏支社 TEL.04-7164-6457

三井住友海上火災保険の共済制度

■団体自動車保険

- 会員事業所の業務用自動車はもとより、役員・従業員の皆さまのマイカーも加入できます。
- 保険料を現金でご用意いただく必要はありません。（保険料はご指定の預金口座からの引落となりますので、現金にて保険料をご用意・お支払いいただく手間がかかりません。）
- 会員ならではのメリットは掛金が約5%の割安になります。
- ご加入受付は随時承っております。

■団体傷害保険

- 会員事業所の従業員が業務上または通勤途上の災害を被った場合にお役に立つ「普通傷害保険」に約40%割引の有利なご契約でご加入いただけます。
- 政府労災保険の認定を待たずに保険金をお支払いいたします。
- 従業員の福利厚生のお役にたちます。

■労災保険

- 会員事業所の従業員が業務上または通勤途上の災害を被った場合にお役に立つ「労働災害総合保険」に59.5%割引の有利な団体契約でご加入いただけます。

◎三井住友海上火災保険株式会社 千葉支店 千葉中央支社 TEL.043-225-2716

中小企業基盤整備機構の共済制度

■経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）

- 取引先が倒産した場合、積み立てた掛金総額の10倍の範囲内（最高3,200万円）で回収困難な売掛金債権等の額以内の共済金の「貸付け」が受けられます。取引先の倒産に伴う連鎖倒産を防止するための共済制度です。
- 本制度に加入後6ヶ月以上を経過して、取引先が倒産し（夜逃げ、内整理等は含まれません）、これに伴い売掛金債権等（売掛金債権・前渡金返還請求権）について回収困難となった場合に、共済金貸付が受けられます。
- 共済金の貸付は無利子です。ただし、共済金の貸付を受けられますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
- 掛金は税法上経費または損金に算入できます。
- 一時貸付金制度も利用できます。

◎独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室 050-5541-7171

千葉県中小企業団体中央会

★ご契約の際には「ご契約のしおりー約款」を必ずご覧ください。

◎ 商業支援グループ 共済担当 TEL.043-306-3284

◎ 松戸支所 TEL.047-368-3992